

平成 28 年 12 月 13 日

TAA 会員各位TAA 会員規約改定のご案内

拝啓 歳末の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
会員の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

この度、TAA 会員規約の一部改定を行なうことと致しました。

TAA では今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、会員の皆様には  
ご理解をいただき、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

**【施行日】平成 29 年 1 月 7 日（土）開催分より適用（平成 29 年 1 月 1 日改定）**

**【改定内容】****第三章 出品****第 12 条（出品店都合による契約の解約）**

1. 出品店は、出品車成約後 1 時間以内に事務局に解約の意志を申し出て、且つ、出品会場のオークション終了後 30 分以内で事務局が認めた場合に限り、以下に定める解約金と事務局に 3 万円の解約手数料を支払って売買契約を解約することができます。

- ①成約後の車両価格が 200 万円未満の場合の解約金:5 万円
- ②成約後の車両価格が 200 万円以上の場合の解約金:車両価格の 3%(千円未満は切り捨て)
- ③上限は事務局解約手数料を含み 20 万円

**第四章 落札****第 8 条（落札店都合による契約の解約）**

1. 落札店は、落札後 1 時間以内に事務局に解約の意志を申し出て、且つ、出品会場のオークション終了後 30 分以内で事務局が認めた場合に限り、以下に定める解約金と事務局に 3 万円の解約手数料を支払って売買契約を解約することができます。

- ①落札後の車両価格が 200 万円未満の場合の解約金:5 万円
- ②落札後の車両価格が 200 万円以上の場合の解約金:車両価格の 3%(千円未満は切り捨て)
- ③上限は事務局解約手数料を含み 20 万円

※TAA ワンプライス規約 第 16 条(契約の解除) 第 2 項も併せて改定いたします。

改定内容は、インターネットサービス「 <http://taacaa.jp/>」でもご確認いただけます。  
ご不明な点がございましたら、TAA 会場窓口にお問い合わせください。